

# 中国メイン・バンク形成をめぐる汪・蔣政治指導の 分岐レベル

判 澤 純 太\*

(平成14年10月31日 受理)

## The Divergence of Wang-Jiang Political Leadership and the Establishment of the Chinese Treasury Systems

Junta HANZAWA\*

This paper will analyze one flank of the divergence of Wang -Jiang political leaderships in KMT. Shortly before the outbreak of the Marcopolo bridge incident, Chinese National economy had been remarkably developed under the rule of Nanjing government. In order to breed their financial market, two Chinese leaders collaborated and rivaled.

Key Words: China Main Bank

### 1. はじめに

一九三六年五月（憲法修正案）「以前」の中英関係の手詰まり状況の中で、汪兆銘行政院院長（32・1・31任）が最も心を砕いた政策は、中国中央財政（国策メイン・バンク）の確立であった。この結果、一九三五年一〇月頃を転機に、中国（政府特許の国際為替銀行：その首脳部は全国経済委員会であった<sup>1)</sup>）、交通（発展実業銀行）両銀行（いずれも総行を北京から上海に移していた）と政府機関銀行たる中央銀行の関係は、一段と緊密化し、全く新しい段階に達したのであった<sup>2)</sup>。が、しかし、同時にそれは「蒋介石党五全体制」を導入する基盤を皮肉にも準備することになった。

### 2. 中央銀行（国策メイン・バンク）への資金集中整備問題

～汪兆銘イニシアチブの財務機構統合政策～

中央銀行（一九二八年開設、一九三〇年国民政府は海関輸入税を金単位で徴収することになり、同業務を中央銀行に帰した）の資本金は開業当初から二千万円であったが、一九三四年五月（4・17の汪兆銘行政院決議による）一億元を増資することに決定した。その積み立て方法は該行の積立金二千万円を払い込む以外、残額六千万円を財政部から払い込むこととなった。しかし、当時国庫の財源が欠乏していたため、規定の払い込みは完了しなかった。その後、しかし、銀貨の上昇、銀の流出が各地の金融をいよいよ逼迫状況に追い込んだため、三四年一二月、六千万円の払い込みを完了した。

しかし、中央銀行の増資は直ちにその実力を中国第一に引き上げるものではなかった。一九三四年末時点で資力（資本金、積立金、及び利益留保、預金、銀行券）について観察して見れば、中国銀行九億一八三五万元（第一位）、中央銀行四億六二三四万元（第二位）、交

---

\* 国際関係論 助教授

通銀行四億二一八二万元（第三位）であった。そこで国民政府は三五年四月一日、民国二四年度公債一億元を発行し、その内一千百万元を中国銀行、一千万元を交通銀行の政府持ち株増加に充て、両行の資力の増大、資力に対する政府持ち株費の増大を図ると共に、両行に対する人的支配権も合わせて強めたのであった<sup>4)</sup>。

さて、一九三四年アメリカの銀買い上げ政策の強行を一大要因に、あるいはこれに付帯して政府公債の引き受けに便利な様に、中国国民政府は以下の財務政策を強制的に実現したと総括出来る。それは、①一九三四年一二月の中央銀行資本金の増加（前述）、②一九三五年四月の中国交通両銀行に対する人的、物的支配力の確立、③一九三五年五月、六月（及び三七年三月）の中国実業、中国通商及び四明の三發券銀行の開設などであった。なお同政策が成功した背景には、①外国銀行の外国為替市場における地位の没落、②銀の都市集中並びにその国外流出に基づく紙幣流通圏の拡大、等の国内的金融事情があった<sup>5)</sup>。

中国銀行発刊の『一九三七年全国銀行年鑑』によれば、一九三四年乃至一九三六年の各年末における全国銀行の有価証券投資額は約五億円前後、兌換券発行額一四億円の四〇パーセントを政府公債による保証準備と見れば五億元上であり、従って、全国銀行の公債保有額は、合計一〇億元以上であったが、公債の発行総額は二〇億元であったから、公債発行総額の半分以上は銀行の所有に帰していた<sup>6)</sup>。

銀行の公債投資の原因としては、次の様な諸点が挙げられた。

- ①国民政府の内債政策に民間の信用が高まったこと。先に北京政府の発行した公債も、円滑に元利支払いが行われたため。
- ②国内商工業の衰退によって、商工業投資に魅力がなくなったこと。
- ③内地資金が都市に集中し、一般的に銀行は都市に偏在したから銀行預金が過多となり、他に利殖の道が探せなくなったこと。
- ④公債投資の利益が相対的に高かったこと。公債の名目利率は年七、八分であったが、一方、公債の市価がそれを遥かに下回り、従って利回りが異常に高くなったこと。なお、一般の利子率もその支配を受けて高くなり、中国産業発展の制約要因になった。

なおこれより先、一九三三年四月一日、豫鄂皖贛四省農民銀行が豫鄂皖贛三省の剿匪司令部の特許によって、官民合併、資本金一千万元（半額払い込み）で漢口に開業したが、一九三五年春にその名称を中国農民銀行に改め、六月四日同行は国民政府特許の農業銀行になり、農民資金の供給、農村経済の復興、農業生産の改良進歩を図ることとなった。ちなみに、一九三七年四月二四日、同行総行は漢口から上海に移った<sup>7)</sup>。

かくして、一九三五年十一月以来、中央、中国、交通及び中国農民の四行が政府機関銀行として超然たる地位に立ち、民間銀行を睥睨する地位に立ったのであった。それまでは、三四年末においてすら中国新式銀行で発行券を持っていたものは三十余行を下らず、上海においても、有力發券銀行は十行を算していたのであった。また、従来国庫収支の管理に関する事務は相当大部分が中国、交通両行の独自の官理に委ねられてるといふ変態的状况にあった<sup>8)</sup>。

中国財務機構の汪兆銘行政院院長期を中心とした機関再編を前提として、一九三五年秋の中国新貨幣政策は実行されたのであった。ちなみに、一九二七—三七年間に新設銀行は一三七行に上り、その内事業継続したのは一〇五行であった。これは中国の銀行数の三分の二強に当たり、つまり金融システム再編は、銀行新設ラッシュの中で行われた<sup>9)</sup>。

以上の結果、貨幣機構の側面においても民間銀行は国民政府と一連托生の関係を結ぶに至り、政府銀行の民間銀行に対する貨幣的金融的支配力は全く強大なものになってしまった。しかもこの四行を全体として眺めた時、その業務は、中央銀行、商業銀行、為替銀行、興業銀行、貯蓄銀行、信託会社、倉庫会社、保険会社等の一切の金融部門に亘っていたのであった。加えて、国民政府の取った一連の貨幣、金融、財務政策の前に、民間銀行は従前の活動舞台を全く縮小されてしまった。それらの政府の政策とは、①外国為替相場の三行統制、②金銀輸出入の中央銀行による独占、③銀の国有、④銀行券発行権の集中、⑤内国為替相場の安定、⑥公債市場の統制、等であった<sup>10)</sup>。

従って、上記の政府銀行による中国金融市場制覇の展開の過程で、商業銀行の地域的発展は止み、代わりに政府銀行並びに省市立銀行の内地における発展が顕著になった。例えば、一九三六年に設立された分行支処数三二七（この内一三処撤廃）の中、省立銀行が一七〇、中央及び特許銀行が七九、以上合計二四九など、全体で七六パーセントを占めており、この他準省立銀行たる農工銀行が三六であった。官営銀行の地方における勢力の増大は、幣制改革前後における注目すべき現象であった<sup>11)</sup>。

また、中国銀行業の江浙二省における偏在現象が顕著であった。同二省は全国人口の一六パーセント、全国土地面積の三パーセントを占めるに過ぎなかったにもかかわらず、その所在銀行が全国銀行に占める割合は実に五五パーセントに上ったのであった。その所在分支行が占める割合は三五パーセントであった<sup>12)</sup>。これらの事実は、同江蘇、浙江二省を勢力地盤とする、五期一中全会（35・12）での蒋介石の台頭とも見事に符合している。つまり、汪兆銘行政院院長のイニシアチブによる中国財務改革は、蒋介石新行政院院長が五全大会政権を国家銀行勢力で固めるための、その露払いを果たしたともいえよう。

一方、地方政府は農村経済の崩壊によって、地方財政収入の最大源泉である田賦収入が激減し、他方剿匪軍事、公路の修築及び天災人禍の救済で支出が膨張したため収支適合を地方レベルで行うことが出来なくなり、資金の融通を上海の銀行に求めるに至った。即ち、一九三四年、各省、市（江蘇省、浙江省、湖北省、湖南省、四川省、安徽省、福建省、広東省、山東省、上海市、青島市、及び広州市）が発行し、あるいは発行しようとした地方公債は一七種、総額は二億一千四百八〇万元に達していたが、福建、浙江及び四川の三省の若干の公債は軍費に使われることになっていたが、大部分のものは金融の整理、地方の建設及び生産事業に使われるものであった。そして、その発行を引き受けた銀行は、上海の銀行を中心とする三〇余行であった。これらの事実は、地方経済の衰退に基づく地方政府の没落と、反面これを契機とする上海銀行業資金の内地制覇への一現象と見られるものであり、国民政府の地方政府に対する支配力の向上を意味するものであった<sup>13)</sup>。

### 3. プロット・システム（税制浸透政策の展開）

一九三三年一〇月一〇日の廢兩改元（すべての交易を銀兩から銀幣に転換した）後、外国銀行が銀炉（炉房）及び公估局を通じて従来掌握して来た中国の「金融主権」が中国自身の手に戻され、外国銀行が為替市場に占めていた地位が没落した。『銀行週報』一九三二年八月一六日号が、この間の事情を描写している<sup>14)</sup>。

「上海の市場は銀兩を以って単位としていたから「大条」の輸入はとりもなおさず貨幣の輸入を意味しており、その需要供給並びに過不足は外国銀行の操縦するところであった。しかるに廢兩後は「大条」は単に一種の貨物に過ぎなくなり、これを銀貨とするには中央造幣廠の手続きを経なければならなくなった。シリングの相場は外商銀行が公定していたが、しかるに銀兩が廢止されてしまったならば、価格決定権は中央銀行に帰するのであった。」

廢兩後、外国銀行の庫中には巨額の馬蹄銀（本来は貨幣用）がむなしく積み上げられていた。海外での銀貨の上昇は外国銀行の保有銀持ち出しを甚だしく刺激した（一方、中国銀行所蔵の馬蹄銀は、発券準備に充当されたためその持ち出しが抑制された）。かくして、外国銀行の保有銀と中国銀行の所有銀の間で所蔵比率の逆転現象が起こった。即ち、一九三三年末の、五〇・三五パーセント対四九・六五パーセント比（合計実際額五億四七四四万六千元）は、一九三四年末には一六・三二パーセント対八三・六八パーセント比（合計実際額三億三四九九万七千元）に逆転したのであった。外国銀行は外国銀行は五千萬元前後の銀を抱いて極度の金融逼迫、通貨不安を凌がなければならず、為替、標金市場における外国銀行の地位はいよいよ没落した。そして遂には新輸入銀再輸出に対する免税、モラル・サポート等の形成を国民政府に委ねる羽目に陥ってしまった<sup>15)</sup>。

汪兆銘行政院院長が中央銀行を通じた中央財務機構統合に大いに意を用いたことは前節で描出しておいた。しかし、それは「兩種の財務政策」を同時進行的に行ったものなのであった。ここにもう一つ、先に述べた中央銀行への資金集中政策の他に、他方、彼が地方政府に対して推進した、財政プロット・システム(blots system: 浸透政策)の実態について、従来は明らかにされて来なかった内容を検討しなければならないだろう。しかしこれについても、同じく蒋介石党五全大会路線の出現の前提となったことは歴史的皮肉であった。つまり、汪兆銘財務政策の「成功」こそが、一九三八年一二月、汪・蔣政治指導最終的分岐の条件を準備したといえるのであった。

まず、一九三一年三月二〇日、国民政府の「省政府組織法」公布は、省政府について次の様に規定していた<sup>16)</sup>。

第四条. 省政府主席は他省行政職務を兼任することを得ず。現任軍職者は省政府主席を兼ねることを得ず。

第五条. 全省の予算、決算に関する省公營業事項は省政府委員会の議決を経るべし。

この意味は、地方で徴税権、紙幣発行権を含めた全権を掌握する「地方軍閥」に対して、全国統一的財務政策施行の観点から、国民党中央政府の傘下に下ることを強制したものであった。当時の蒋介石・行政院院長の同法施行の意図は、「兵差」（旧東北軍の移駐と、

剿匪進駐が中心：兵隊の地方駐留にかかる全費用を地方政府に支出させる）に不満の声を上げ、リポルトを謀ろうとする地方軍閥の資金源を凍結することにあった。

溯れば、国民政府財政部は「中国国民革命下の関税自主権要求」の公約通り、三一年一月から「厘金裁撤」を実行しなければならず、これに先んじて総稅務司メーズ(F. Maze)は、三〇年一二月一九日から関税諸税中、復進口税、内地子口税等の撤廃に踏み切っていた。これにより、さしあたって八千萬元の減収が生じたが<sup>17)</sup>、それについては海関進口税の増加で対処したものの、到底国税の不足を補うことにはならなかった。ここに国民政府は consolidated excise tax(統税：一九二八年、諸税を統税に合併した)の拡大(綿糸、セメント、マッチ)導入(31・1・29国府令)をやむなくしたのであった。三三年度中国財政収入を検討すれば、国税(関税、塩税、統税)八億二八七一萬元の内、統税は一億四九八億元、三四年度は国税七億七三四八萬元の内、統税は一億一六九六萬元になった<sup>18)</sup>。

しかし、満州国による海関回収宣言(三二年六月一八日)後には、国民政府は国税の内当然三二年関税収入の大幅な減収(前年三億六九七四萬元から三億二一六六萬元)を見たのであった<sup>19)</sup>。そもそも中国の中央財政において、何よりの特徴はその歳入の大部分(八割)が関税、塩税、統税その他の間接消費税によって占められ、一般民衆の担税能力に照応する所得税、収益税の様な直接税は、一見すると問題にならない程であった<sup>20)</sup>。

関税行政中における民国の自主権は、国民政府の成立後漸く確立した。つまり、一九三一年自主関税実施後に、三二年三月には関税収入が中央銀行に委託されることとなった。三三年三月一〇日廢兩改元、三四年二月一日メートル法実施。しかし、国民政府の関税徴収法は、民族産業の育成上決して十分なものではなかった。かつ関税、塩税、統税三者が悉く間接税であり、単に税収の増加のみを顧慮しての増徴が多かった。関税は外人貿易商に、塩税は塩商に大々的に依存しつつも、それらは悉く大衆に転嫁されたのであった。国民政府の成立と同時に、一九一三年以来外人の「援助」下にあった塩税行政の回収に努力が払われ、塩務行政は面目を殆ど一新し、外債の支払いは相当完了しつつあった。ちなみに、一九二八―二九年の塩税収入三千万元は、満州国の独立にもかかわらず、一九三三―三四年に一億八千万元になった<sup>21)</sup>。

一方、公債は国民政府の財政の最も大きな部分を占めるものであり、内債整理には多大の努力が払われた。中華民国成立以後、一九二六年までの公債発行額は六億二千万元であったが、二六年以後三六年までの十年間の同発行額は約二五億元で、後者は前者の四倍強に相当した。国民政府の第一回内債整理は一九三二年二月二六日に行われた。即ち、満州事変並びに第一次上海事変の衝撃によって国民政府財政は危殆に瀕し、政府は一切の公債は関税収入のみから支払うこととしたのであった。利率を年六分に下げ、償還期間を二倍に延長することによって、政府は毎年約一億元の節約が可能になった。しかしながら、農業恐慌の深刻化、内外政治不安のため、一九三六年度の内債による予算の埋め合わせ額は一億九千万元弱で、略略三二年借り換え前と同額になった<sup>22)</sup>。

一九三五年幣制改革直後の国民政府は、この様な財政危機を切り抜けるために一九三六年二月一日に第二回目の内債借り換えを実行し、「民国二五年統一公債」一四億六千万元

を発行し、過去のあらゆる公債を借り替えたのであった。これは幣制改革と一体になった民国最大の公債借り換えであり、その償還期限は十年乃至十四年延長され（即ち一二年乃至二四年となった）、利率は据え置かれた。同時に、各種公債の基金中から一部を融通した基金を以って、「民国二五年復興公債」三億五千万円を発行し、国庫収支の均衡を図る措置が取られたのであった。この間、銀行の公債投資による莫大な利益取得があった一方、また他方、銀行資本の焦げ付き状態も顕著な現象となったのであった<sup>23)</sup>。

以上、国民政府としては、兎も角も内外債償還問題を処理しつつあったが、それでは一方地方財政はどの様に運営していたのであろうか。ここに我々は、当時の中国の地方税徴収構造に注目すべきなのである。地方税システムはなぜ破綻しなかったのだろうか。

溯れば、一九二九年一月、裁兵問題協議のために開催された国軍編遣委員会において提案された「財政統一弁法案」は、国民党が党内の新派閥に地方財政を壟断されていたため、政府の財政が頗る窮迫していたことを明らかにしていた。即ちいう。

「今政府設立の五院及び各機関の経費予算はまだ通過していないが、少なくともこの費用として一千二百萬元は国庫の不足となるのである。そもそも我が国は連年戦争を惹起し、民衆の困苦はその極に達している。一中略—今全国の税收状態の紊乱を考察してみると、革命戦時に比して何らの進歩はないのである。各省特別区の中、湖南、湖北、広東、広西、陝西、甘肅、河南、山西、チャハル、綏遠、の関税は全然駐屯軍、または地方官憲の自動的支配に属している。また東北三省、四川、雲南、貴州の如きも、前者と同様なことは今更説くまでもない。現在中央政府で支配している税收は、僅かに江蘇、浙江、安徽、江西の四省であるが、この四省の内江西の収入は悉く軍費に充てられており、安徽の収入も限りあることであり、自然税收は残ることはないのである。」<sup>24)</sup>

従来中国「地方軍閥」支配下においては、省、県、市税は田賦を中心に構成されていた。いま、一九三四年度における十九省・五直轄市における経常歳入総額を合計し、その上に占める田賦収入の割合を見れば、その割合は約三〇パーセントになっていた。その内訳は、例えば山東省においては六〇パーセント、江蘇省は五八パーセント、河南省は五五パーセント、甘肅省は五三パーセント、青海省は五二パーセントの高率を占めていた。田賦以外は営業税、もしくは戸割税の性質を帯びるもので、多くは小売商その他に課せられる税種であったから、實際上主たる地方税財源となるものは地租に対する付加税、即ち田賦なのであった。田賦は正税についてのみ計算したもので、この他正税を超過すること二、三十倍にも達する付加税が課せられていたのであった。加えて、田賦の前後徴収は欠く地方財政収入補填のため通常時であり、二〇年、三〇年分は前取りされることが決して珍しくないものであった。地方予算の面においては、正税の数十倍に上る田賦付加税収入については記載されず、隠れた阿片収入税の如き巨大収入もまた計上されなかった<sup>25)</sup>。

この様な状態下において、国民党中央政府による「ブロット・システム」が進行したのであった。便宜上仮に「ブロット・システム (blot system)」(税制浸透政策)と名づける同システムの導入とは、地方「軍閥」政府が管理する財務機構を中央のイニシアチブに奪還し、完全管理することであった。そしてその後には中央派遣の官僚が地方政府の主要財務機構にリクルートされなければならない、なおそれには、片や幣制改革による銀行を通じ

た通貨操作が、また他方には、蒋介石による地方政府へ向けた編軍裁撤政策の進行、大規模な「地方軍閥の金融支配転覆」作戦の展開が必要であった。そしてこのプロット・システムこそ、改組全国経済委員会第二次委員会（34・3・26）体制（常務委員：汪兆銘、宋子文、孫科）が、統制経済体制を敷衍化する土壌基盤を担ったのであった<sup>26</sup>）。

しかしながら、そのプロセスが実際具体的にどの様に進行したかについては、歴史の暗幕の中に閉じ込められて、外部からは容易に窺い知れない。しかし、ここに私は、次の様な方法によってそれを知らうとするのである。

一九三〇年代前半の中国個別地方税歳入の暦年表を『申報年鑑』<sup>27</sup>）を通して見ると、地方別に地方税歳入が急増している時期が、横断的に谷型の断層を形成していることが分かるのである。なぜこの様なことが起こるのだろうか。その答えは、その時期こそは中央の「プロット・システム」が地方政府で成功した痕跡であろう。具体的に検討しよう。

まず、南部中国は、広西派が西安事件まで蒋介石の強力なライバルであり、両広省、雲貴省などをほとんど要塞として固めていたので、ここでは「プロット・システム」としては扱わない。収奪が強化された可能性が高いからである。ちなみに、広東省では三年に一〇七一万元の増徴が、広西省では三四年に一一一四元の甚だしい増徴現象が起こっている。

また、冀東防共委員会（35・11）、冀察政務委員会（35・12）などの強力アクターの対立関係があった北部中国もひとまず除外したい。「プロット・システム」の導入は同圏域では大幅に遅れただろうと予測されるからである。従ってここで扱うのは、中部中国の地方軍閥支配と、南京国民政府の税制イニシアチブ関係である。

中部中国領域では、一九三五年と三六年の二回にわたって、大きな谷型の断層が走っている事が分かる。それを仮に一次断層、二次断層と名付けることにすると、

【一次断層（三五年度）】は、地方税歳入の金額増加幅の多い順に、①位、湖北省（五八七万元増加）、②位、河南省（二六五万元）、③位、湖北省（二五一万元）、の順である。

次に【二次断層（三六年度）】を調べると、その順は、①位、浙江省（六三一万元）、②位、安徽省（四〇九万元）、③位、江蘇省（二四五万元）、④位、江西省（一八二万元）であった。

これは南京国民政府が、三五年に両湖省と河南省、三六年に浙江、安徽、江蘇、江西の各省の地方税制管理を中央で完全に押さえたこと、また、合わせて同地の銀行資本をもほぼ押さえたことを窺わせるものだろう。つまり、首都南京を中心にして、国民政府は地方税制の外堀を広域に向け、二段階に波状で拡張して行ったと考えられるのである。そして、例えば、この様な新税制管理状態になった江浙両省の金融構造が、党五期一中全会大会体制（35・12・2、中央党部執行委員会：主席胡漢民、副主席蒋介石）<sup>28</sup>）を支えていたことが十分に考えられるのである。

#### 4. 小結

本稿では、中央銀行（国策メイン・バンク）整備と徴税の浸透政策を検討してきた。そ

れは一九三〇年半ばの中国幣制改革の前段過程を形成するものであったと総括できよう。

国策メイン・バンクの統制の下で、正規の地方徴税が施行され、それまでの地方軍閥による放埒で恣意的な徴税システムが退けられたならば、地方税務帳簿上では一見大幅な増税になったが、実際には地方「税制」が最早、前近代的な恣意性を克服した姿であった。国民政府の地方税制は非常に脆弱なものであったが、この様に、むしろ中央政府が新たに新規の地方徴税システムを貫徹する方針を果敢に取って行ったために、中央政府はそれによって民意を受け、国民党の対地方政・軍支配もまた同時期に、相対的に安定し、地方軍閥は連鎖的にますます勢力を衰退させたのであった。

### 注

- (1) その首脳部は全国経済委員会であった。宮下忠雄「民国以来の支那銀行の発展」『支那研究』第四九号，一九三九年，一一八頁。
- (2) 同論文，一一四頁。
- (3) 宮下忠雄「支那中央銀行の発展」（上）『支那研究』第四〇号，一九三六年，五六—五七頁。一九三三年九月二二日に全国経済委員会が改組され、それまでの汪兆銘行政院院長（全国経済委員会委員長兼務）単独指導体制から常務委員の合議制に変わった。同年一二月蒋介石と孔祥熙が常務委員に加わった（川井悟「全国経済委員会の成立とその改組をめぐる一考察」『東洋史研究』第四〇巻四号，一九八二年，一三四—一四六頁）。一九三五年四月に成立するもうひとつの統制経済推進機関である資源委員会については、石川禎浩「南京政府時期の技術官僚の形成と発展—近代中国技術者の系譜—」『史林』第七四巻二号，一九九一年。
- (4) 「支那中央銀行の発展」（上）同。国家銀行の脆弱性が中国統制四ヶ年計画の進捗を妨げていることにつき、陳公博『四年従政録』商務院書館，一九三六年，一七六頁。
- (5) 「民国以来の支那銀行の発展」前掲論文，一一五頁。中国政府の経済的背景として、沈祖埏「政府経済政策和近代経済発展」同ら編『近代中国国情透視—关于近代中国经济・社会研究』上海社会科学出版社，一九九二年。
- (6) 「民国以来の支那銀行の発展」同論文，七六頁。
- (7) 同論文，七七頁。
- (8) 「支那中央銀行の発展」（上），四四，四五頁。前史として「円ブロックの形成—円為替圏から円系通貨圏へ—」『アジア研究』第二〇巻四号，一九七四年。
- (9) 『中国金融年鑑』一九三九年版，中国金融年鑑社，A 一〇七頁。
- (10) 「民国以来の中央銀行の発展」（上）前掲論文，一一五頁。
- (11) 同論文，八二頁。
- (12) 同論文，八七頁。
- (13) 同論文，八二頁。
- (14) 『財政年鑑』（下），中国財政部，一九三五年，一五五四頁。



- (15) 「支那中央銀行の発展」(上), 前掲論文, 五八—五九頁.
- (16) 『中国年鑑』一九三五年版, 上海日報社.
- (17) 『財政年鑑』(上) 中華民国財政部, 一九三五年.
- (18) 『中国金融年鑑』一九三二年版, 中国金融年鑑社, A 1 5, A 2 0 頁.
- (19) 『申報年鑑』一九三五年版, G 2 2 頁.
- (20) 木村増太郎「財政上より見たる支那の抗戦力」『日本評論』一九三九年六月号, 一四七頁.
- (21) 『支那近代百年表草稿』東亜研究所, 一九四一年, 三一七頁.
- (22) 同書, 三二二, 三二三頁.
- (23) 同書, 三二三頁.
- (24) 安倍源基『国民党と支那革命』人格社, 一九三〇年, 一一, 一二頁.
- (25) 「財政上より見たる支那の抗戦力」前掲論文, 一四九頁.
- (26) 『全国經濟委員会會議紀要』第四集, 一九三四年.
- (27) 『申報年鑑』一九三五年版, 『一九三一年—三三年度申報年鑑』申報年鑑社, 一九三六年.
- (28) 李松林主編『中国国民党大事記』解放軍出版社, 一九八八年, 二三二頁.